

広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2019年 1月25日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの経緯

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2016年 6月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 2016年10月 進捗状況報告（第1回）
 - ✓ 2017年 4月 進捗状況報告（第2回）
 - ✓ 2017年 8月 進捗状況報告（第3回）
 - ✓ 2018年 1月 進捗状況報告（第4回）
 - ✓ 2018年 8月 進捗状況報告（第5回）

- 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2017年 2月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 2017年 4月 進捗状況報告（第1回）
 - ✓ 2017年 8月 進捗状況報告（第2回）
 - ✓ 2018年 1月 進捗状況報告（第3回）
 - ✓ 2018年 8月 進捗状況報告（第4回）

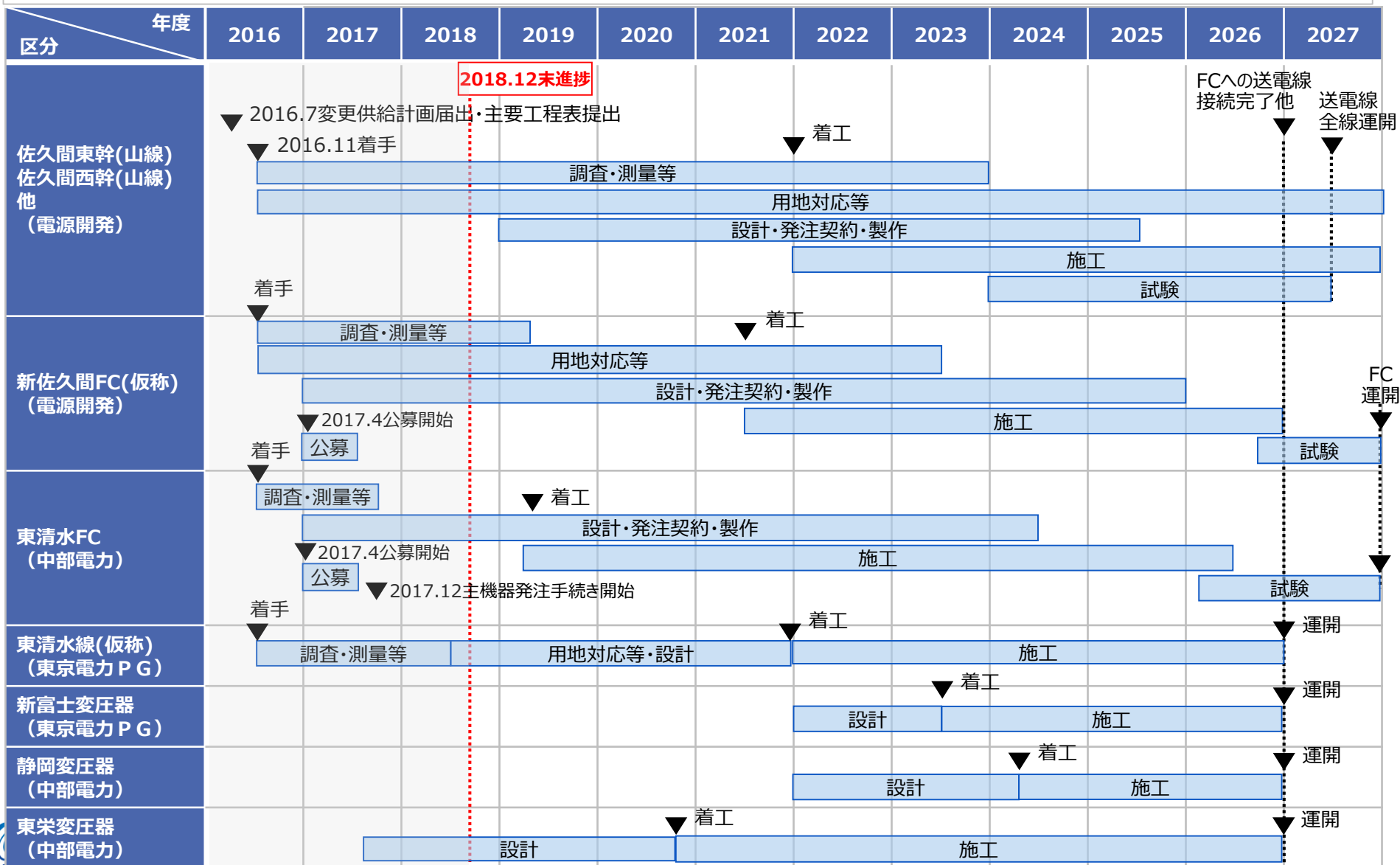
■今回ご報告事項

- 広域系統整備計画の進捗状況について
 1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（第6回）
 2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（第5回）

- 2018年6月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力、電源開発）より業務規程62条に基づき、四半期（9月末、12月末時点）の進捗状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項（2018年7月～2018年12月末）
 - 東清水FC 自励式変換装置の総合評価に向けた検討実施中
 - 東栄変電所 主要機器公募実施（2018年8月）、総合評価に向けた検討実施中
 - 東清水線(仮称) 調査・測量業務（環境調査(猛禽類)実施中、環境アセス手続き期間の見直しに伴い着工予定を半年繰延べ。運開時期への影響なし）
 - 新佐久間FC(仮称)の地点を決定し、用地測量業務を実施中
 - 佐久間東幹(山線)他の調査・測量業務（技術測量実施中）
 - 重要送電設備等指定の申請（12月21日）
 - コスト等検証小委員会にて送電工事の調達プロセスのうち予報発注前段階の検証を実施。発注手続き準備中
- 今後の予定
 - 各工事において調査・測量等を順次進めていく。
 - 重要送電設備等の指定（今年度中に指定予定）
 - 送電工事における資機材のコスト低減方策検討のために調査(公募)を実施する予定。

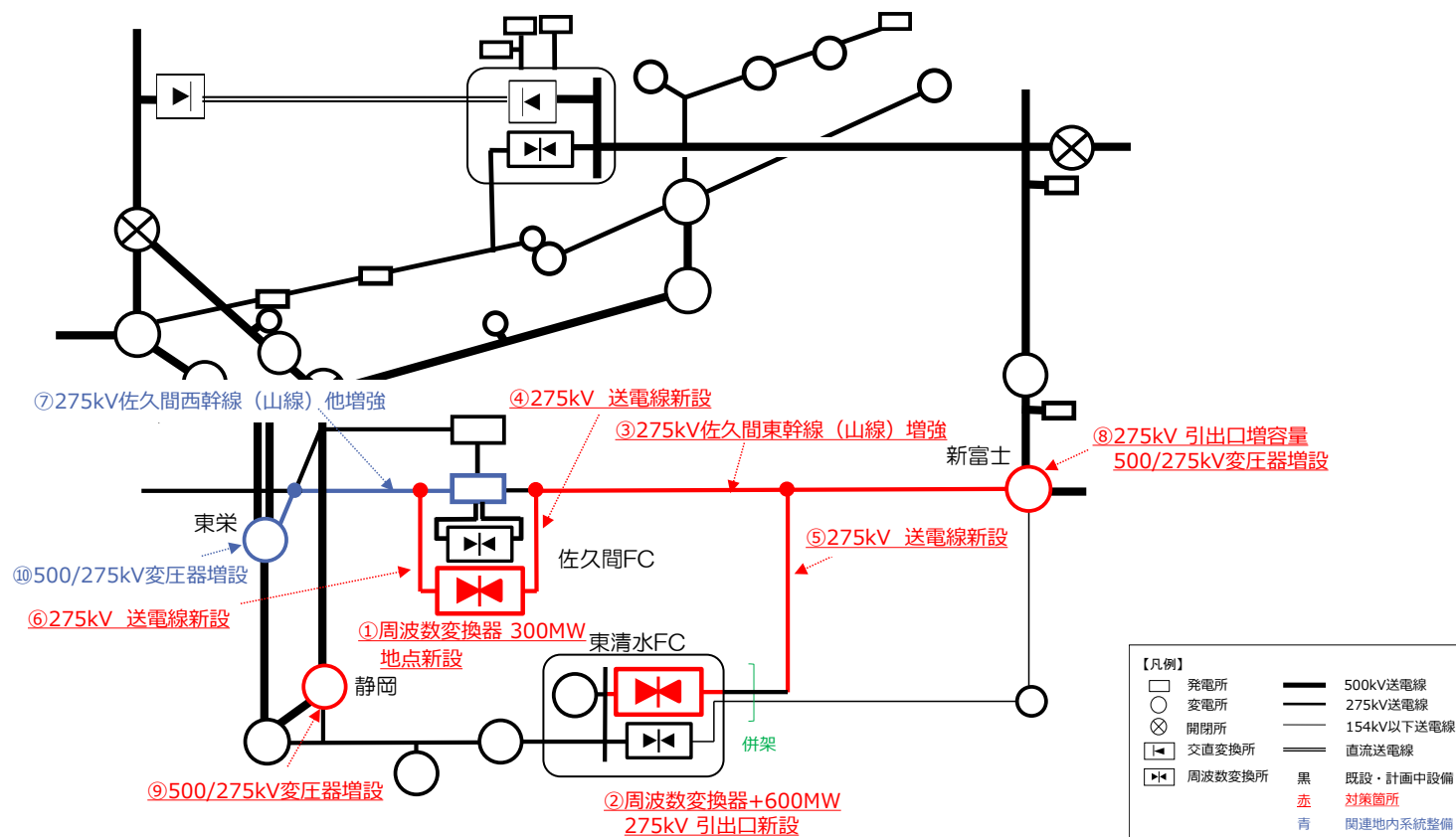
主要工程

■ 主要工程は以下のとおり。



事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線（仮称）新設、⑧新富士変電所工事
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事※他

※関連地内系統整備を含む

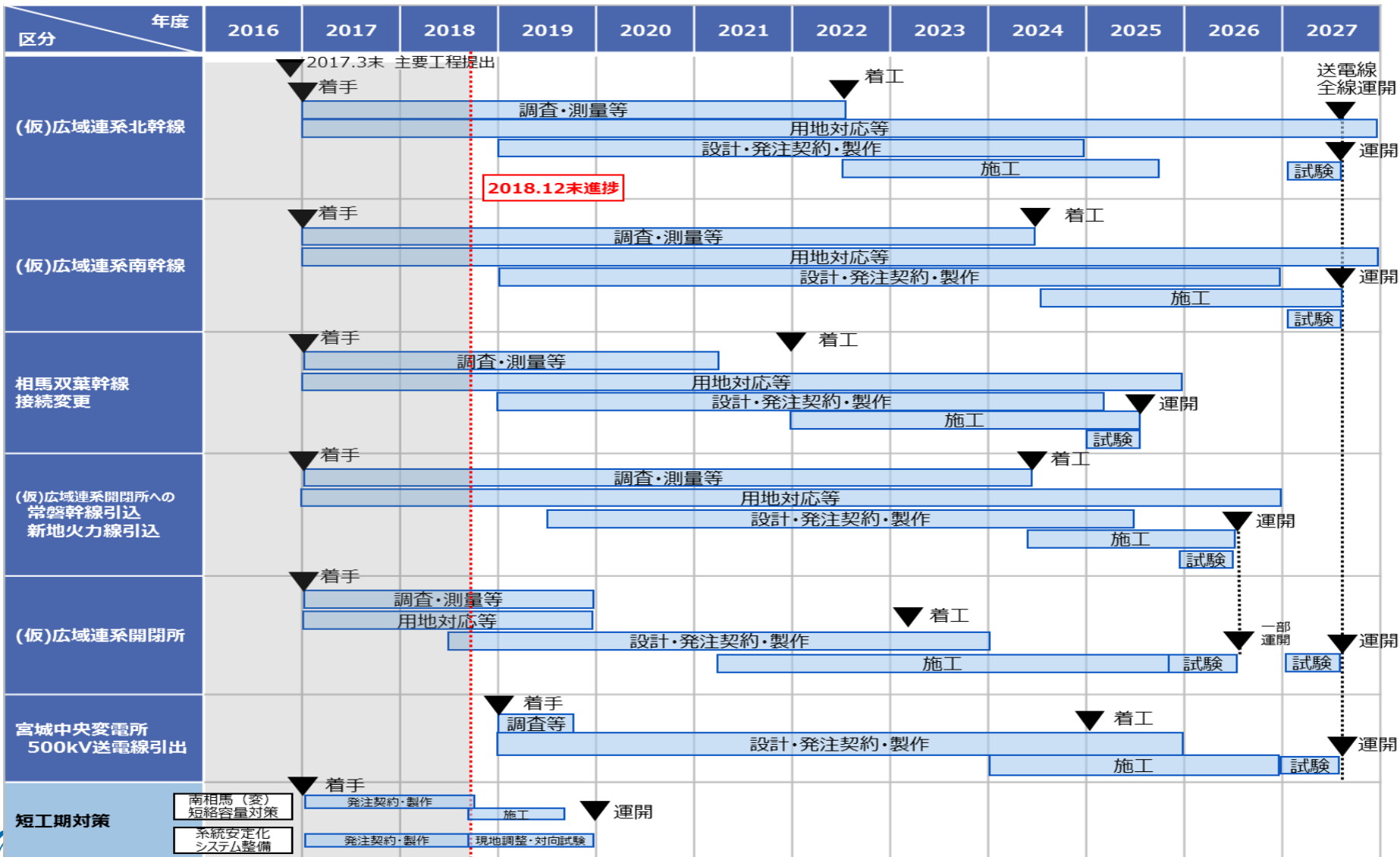


(余 白)

2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

- 2018年6月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体（東北電力）より業務規程62条に基づき、四半期（9月末、12月末時点）の状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項（2018年7月～12月末）
 - 関係地権者への土地立入交渉の実施および鉄塔建設等に係る承諾取付交渉開始
 - 想定ルート上に計画されている他事業（大規模太陽光・風力発電事業）と協議・調整
 - ルート等調査測量を実施中。
 - ルート等選定に係る委託調査などを実施中（環境影響調査業務他）。
 - 重要送電設備等指定の申請（12月10日）
 - コスト等検証小委員会にて送電工事の調達プロセスのうち予報発注前段階の検証を実施。
発注手続き準備中
- 今後の予定
 - 関係地権者への送電線鉄塔の建設等に係る承諾取付交渉ならびに地質調査に伴う補償交渉
 - ルート等調査測量ならびに開発計画との調整、所在不明地権者調査、委託調査
 - 重要送電設備等の指定（今年度中に指定予定）
 - 送電工事における資機材のコスト低減方策検討のために調査(公募)を実施する予定。
(短工期対策) 南相馬（変）短絡容量対策工事、 系統安定化システムの現地調整試験

■ 主要工程は以下のとおり。



【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 **本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。**

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認められた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 **広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程**
- 二 **四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報**

- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。